

移行の概況

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317※1

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

6,625 (27%)

国所管 (各省庁)

17,818 (73%)

都道府県所管

移行申請法人数

(平成25年11月30日移行期間満了)

20,729※2

※2 取下げ件数を除く。

※3 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

うち、
みなし解散法人数※3

9,054 (37%)

公益法人への移行認定

11,682 (48%)

一般法人への移行認可

3,581 (15%)

解散・合併等

国所管	71
都道府県所管	355
合計	426

公益法人への移行認定申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	703	1,469	2,172
都道府県へ	3,264	3,618	6,882
合計	3,967	5,087	9,054

一般法人への移行認可申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	1,327	995	2,322
都道府県へ	5,948	3,412	9,360
合計	7,275	4,407	11,682

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増※ 862法人 (3.5%)

※ 税法上の「特定公益増進法人」

新公益法人制度

移行申請 計20,736法人

公益 9,054法人 (44%) = 特増

移行の概況

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317※1

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

6,625 (27%)

国所管 (各省庁)

17,818 (73%)

都道府県所管

移行申請法人数

(平成25年11月30日移行期間満了)

20,729※2

※2 取下げ件数を除く。

※3 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

うち、
みなし解散法人数※3

9,050 (37%)

公益法人への移行認定

11,679 (48%)

一般法人への移行認可

3,588 (15%)

解散・合併等

国所管	71
都道府県所管	355
合計	426

公益法人への移行認定申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	700	1,468	2,168
都道府県へ	3,267	3,615	6,882
合計	3,967	5,083	9,050

一般法人への移行認可申請

	社団	財団	合計
内閣府へ	1,329	992	2,321
都道府県へ	5,952	3,406	9,358
合計	7,281	4,398	11,679

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増※ 862法人 (3.5%)

※ 税法上の「特定公益増進法人」

新公益法人制度

移行申請 計20,729法人

公益 9,050法人 (44%) = 特増